

ふよう教室申込書

鳥取大学附属特別支援学校長 様

学校(園)長 _____ 印

下記のとおり貴校へのふよう教室を申し込みます。

平成 年 月 日 ()

記

*対象者 ふりがな
氏名 _____

在籍	保・幼 小・中 養護学校	歳児 学年	通常の学級 特別支援学級(知的) 特別支援学級(自閉症・情緒) 特別支援学級(肢体)
----	--------------------	----------	---

ふよう教室事前調査票

平成 年 月 日 ()

ふりがな 子どもの氏名			生年月日	平成 年 月 日
所属名			学年・組	
保護者氏名	続柄（ ）		担 任	
連絡先(住所)			電話番号	
病名・障害名等				
主治医 (病院名)				
薬（内服薬）	(有・無) 【 】			
お子さんの様子	好きな遊び 興味のあるもの			
	好きな遊び相手			
	苦手なこと 嫌いなもの			
	手の操作			
	言語の理解 言語表現			
	運動・姿勢			
	睡眠リズム			
ふよう教室で 望むこと (該当項目に○印をつ けてください。)	・身体のバランス力 ・姿勢の保持 ・下肢の安定 ・持久力 ・集中力 ・感情のコントロール ・手指の巧緻性 ・力の入れ方・加減 ・運動の組み立て その他: 【 】			
その他（配慮事項、気になることや目立つことなど）				
＊肖像権について（可・不可）：お子さんの姿や写真が、（学校案内・パネル・ホームページ・学 校紹介ビデオ、お便り等）で載ることについて（載せる場合は顔があまり特定できない自然な状態 で活動を考えています。）				

平成24年 4月 16日

ふよう教室参加者の皆様

鳥取大学附属特別支援学校長

ふよう教室参加者のスポーツ保険加入について

平素より、本校教育に対しまして温かいご理解ご支援をいただきありがとうございます。このふよう教室は、参加者の親子がしっかりと体と心のふれあいを積み重ねていただくことにより、より深い親子関係作りの機会にしていただけるものと思います。

つきましては、参加者の安全のため、参加者（お子様と保護者）にスポーツ保険に加入していただきたいと思います。保険期間は加入手続き日の翌日から平成24年度末までになります。体を使った活動を中心にした教室ですので、これからも事故の無いよう参加者の皆さんとともに注意していきたいと思います。以上のような趣旨をご理解いただき、参加されるお子様は必ず加入してください。なお、保護者の方につきましては任意加入とさせていただきます。

記

1. 加入申し込み方法

- ①附属特別支援学校ふよう教室としてまとめて申し込みます。
- ②下記の申込書に代金を添えて申し込んでください。

2. その他

教室に参加しない小さいお子様についてはできるだけ引率されない方が望ましいですが、やむを得ないときには、保護者の方の責任において対処してください。

----- き り と り -----

スポーツ安全保険加入申込書

代金を添えて、平成24年度スポーツ安全保険に加入します。

お 子 様 の 氏 名 () 年 齢 ()

保険加入される保護者の氏名 () 年 齢 ()

<保険料+申請手数料>

子ども 800円/人	人	円
大人 1,300円/人	人	円
申請手数料（一家庭あたり）		30円
合 計		円

平成24年度
(2012年度)

スポーツ安全保険のしおり

掛金が改定されました

5名以上の団体で
ご加入ください

この「しおり」は、スポーツ安全保険の概要を説明したものですので、団体構成員の皆様にもお渡しください。

1 スポーツ安全保険とは

加入対象 →

スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動、
地域活動を行う社会教育関係団体にご加入になります。

(財)スポーツ安全協会が契約者となり、加入手続きを行った5名以上のアマチュアの社会教育関係団体^(注1)の構成員を被保険者(補償の対象となる方)として、損害保険会社9社(裏面ご参照。)との間に、傷害保険(突然死葬祭費用保険を含む。)および賠償責任保険を一括契約した補償制度です。

(注1) 社会教育関係団体とならない例

×家族だけで活動する団体 ×プロスポーツを行う団体 ×営利活動を行う団体(会員制スポーツクラブ等でも、その会員・参加者は加入できます。)

傷害保険

急激で偶然な外來の事故により被った傷害による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償

※熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒も対象となります。ただし、AW区分での「団体活動中およびその往復中」以外では対象となりません。

賠償責任保険

他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、法律上の賠償責任を負うことによって被った損害を補償

突然死葬祭費用保険

突然死(急性心不全、脳内出血などによる死亡)に際し、親族が負担した葬祭費用を補償

※AW区分での「団体活動中およびその往復中」以外の突然死は対象となりません。

対象となる事故の範囲

日本国内での次の事故が対象(学校管理下を除く。)

団体での活動中

被保険者の所属する「団体の管理下」における団体活動中の事故

※AW区分に限り、「団体活動中およびその往復中」以外の事故も対象(熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒および突然死を除く。)

団体活動への往復中

所属する団体が指定する集合・解散場所と被保険者の自宅との通常の経路往復中の事故

※自動車運転中の事故は、賠償責任保険の対象とはなりません。ただし、被保険者自身のケガは傷害保険の対象となります。

学校管理下の活動は対象外

学校教育法に基づく幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校および児童福祉法に基づく保育所が組織する団体(学校部活動等)における児童、生徒、学生または幼児の事故の場合、保険金請求時に学校管理下でないことの学校長の証明書が必要となります。学校管理下か否かは、学校長の判断によります。

2 保険責任期間(一般団体の加入区分)

短期スポーツ教室の加入区分でご加入の場合は、教室の開始日、掛金の払込完了日の翌日または平成24年4月1日のうち最も遅い日の午前0時より有効となり、終期は教室の終了日または平成25年3月31日のいずれか早い日の午後12時となります。

平成24年4月1日午前0時より平成25年3月31日午後12時まで

ただし、加入手続日^(注1)が4月1日以降の場合、加入手続日の翌日午前0時^(注2)より平成25年3月31日午後12時までとなります。

(注1) 加入手続日は、加入依頼書を使用し掛金を指定銀行窓口で振込み、加入依頼書●●が回収された場合は振込日を、指定銀行窓口以外、ゆうちょ銀行で振込むなど、加入依頼書を支部宛に郵送する必要がある場合は、振込日と加入依頼書送付の消印日のいずれか遅い日を指します。インターネット加入の場合は掛金の払込日を指します。

(注2) 翌月一括手続方式での中途加入手続きの場合、団体への入会日の翌日午前0時より有効です。

3 加入区分・掛金・補償額

入院・通院について治療日数1日目から補償されます。

※傷害保険の入・通院保険金は医療費の実費ではなく、下表のとおり1日当たりの定額保険金が支払われます。

一般団体の加入区分

(団体活動を行う5名以上の方で加入ください。加入者ごとに加入区分をご選択ください。)

◆掛金が改定されました

加入対象者	補償対象となる団体活動	加入区分	年間掛金 (一人当たり)	傷害保険金額				賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭 費用保険 支払限度額
				死亡	後遺障害 (最高)	入院 (日額)	通院 (日額)		
子ども (中学生以下 (特別支援学校 高等部の 生徒を含む。))	スポーツ・文化・ボランティア・ 地域活動	A1	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体・財物賠償合算 1事故5億円 ただし、身体賠償は 1人1億円	突然死 (急性心不全) 脳内出血など 葬祭費用 180万円
	上記団体活動に加え、個人活動も 対象 上段: 団体活動中および その往復中の補償額 下段: 上記以外(個人活動など) の補償額	AW	1,450円	2,100万円 熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒の場合、 保険金額はA1区分と同様	3,150万円	5,000円	2,000円	身体・財物賠償合算 1事故5億500万円 ただし、身体賠償は 1人1億500万円	対象外
				100万円 熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒は対象となりません。	150万円	1,000円	500円	身体・財物賠償合算 1事故500万円	
大人 (高校生以上 65歳以上の 方も加入 できます。)	文化・ボランティア・地域活動 団体の主催・共催・後援 のスポーツ活動も対象となります。	A2	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体・財物賠償合算 1事故5億円 ただし、身体賠償は 1人1億円	突然死 (急性心不全) 脳内出血など 葬祭費用 180万円
	スポーツ活動 スポーツ活動の指導・審判	C	1,850円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体・財物賠償合算 1事故5億円 ただし、身体賠償は 1人1億円	突然死 (急性心不全) 脳内出血など 葬祭費用 180万円
	子どものスポーツ活動の指導・審判 ※C区分でも加入可	AC	1,300円	1,000万円	1,500万円	2,500円	1,000円	身体・財物賠償合算 1事故5億円 ただし、身体賠償は 1人1億円	突然死 (急性心不全) 脳内出血など 葬祭費用 180万円
	スポーツ活動 ※C区分でも加入可 ※スポーツ活動の指導・審判はA2区分	B	1,000円	600万円	800万円	1,800円	1,000円	身体・財物賠償合算 1事故5億円 ただし、身体賠償は 1人1億円	突然死 (急性心不全) 脳内出血など 葬祭費用 180万円
全年齢	危険度の高いスポーツ活動	D	11,000円	500万円	750万円	1,800円	1,000円	身体・財物賠償合算 1事故5億円 ただし、身体賠償は 1人1億円	突然死 (急性心不全) 脳内出血など 葬祭費用 180万円

※危険度の高いスポーツ活動(アメリカンフットボール、山岳登山、ハンググライダー等)はD区分以外では補償されません。

短期スポーツ教室の加入区分

◆インターネット加入のみの受付です。(教室ごとに5名以上でご加入ください。)

全年齢	短期スポーツ教室 (開催期間3か月以内のスポーツ 教室)の活動	短期 スポーツ 教室	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体・財物賠償合算 1事故5億円 ただし、身体賠償は 1人1億円	突然死 (急性心不全) 脳内出血など 葬祭費用 180万円
-----	---------------------------------------	------------------	------	---------	---------	--------	--------	---	---

※インターネット加入をご利用にならない場合は、一般団体の加入区分でご加入ください。

当しおりは、スポーツ安全保険の概要を記したものです。ご加入の際には必ず「スポーツ安全保険のあらまし」および「重要事項説明書」をよくお読みください。
また、詳細は保険約款および特約書によりますが、ご不明な点につきましてはスポーツ安全協会または東京海上日動までお問い合わせください。

4 保険金が支払われない主な場合

傷害保険	賠償責任保険
(1) 次のような事由により生じた傷害 ① 被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒酔い運転 ③ 被保険者の脳疾患、疾病（心臓疾患を含む）、心神喪失 ④ 被保険者の妊娠、出産、流産、外科的手術その他の医療処置（保険金の支払対象となる傷害を治療する場合を除く。） ⑤ 地震、噴火、津波、戦争その他の変乱※、放射能汚染など ※テロ行為によるケガは対象となります。 (2) むちうち症、腰痛などで、医学的他覚所見のないもの (3) 学校、保育所の管理下の活動中に生じた傷害（ただし、大学、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動中に生じた傷害に対しては支払われます。） (4) 山岳登山などの危険度の高いスポーツを実施している間に生じた傷害（ただし、D区分に加入の場合は、対象となります。） (5) AW区分の「団体活動中および往復中」以外での熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒 (6) 次のものは傷害には含まれず、保険金が支払われません。 ① 急性心不全、脳内出血などの突然死（突然死葬祭費用保険の対象となります。） ② 野球肩、野球肘、テニス肘、疲労骨折、関節ねずみ、タナ障害、オスグット病、椎間板ヘルニア、靴ずれ、その他急激・偶然・外来の要件を満たさないスポーツ特有の障害 ③ 成長痛、加齢に伴うもの（変形性関節症、変形性腰椎症など）など (7) 日本国外での事故および保険期間外に発生した事故 など	(1) 法律上の賠償責任が発生しない損害 ※スポーツそのものが多少の危険を伴っているだけに、たとえルールを守ってプレーをしていても、必然的に起こってしまう事故もあります。このような事故の場合は一般に法律上の賠償責任はないものと考えられます。なお、スポーツ以外の活動についても同様です。 (2) 次のような事由に起因する損害 ① 被保険者の故意 ② 被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打 ③ 自動車（自動二輪車、原動機付自転車を含む）、航空機（グライダー、飛行船およびモーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機、パラプレーン等の超軽量動力機を含む）、船舶（人力または風力を原動力とするものを除く。）の所有、使用または管理 ④ 狩猟 ⑤ 地震、噴火、洪水、津波などの天災。戦争、変乱、暴動、そうじょう、労働争議など (3) 被保険者と同居する親族に対する賠償責任 (4) 被保険者の所有、使用若しくは管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任（ただし、団体活動中に練習・合宿などで一時的に使用または管理する宿泊設備・体育施設を壊した場合は支払われます。） (5) 被保険者の占有を離れた飲食物または被保険者の占有を離れた施設外にあるその他の財物に起因する損害 (6) 学校または保育所の管理下における活動に起因する損害 (7) 山岳登山などの危険度の高いスポーツ活動に起因する損害（ただし、D区分に加入の場合は対象となります。） (8) 被保険者が、団体活動を行い、または指導することを職務とする場合、その職務遂行に起因する損害（ただし、被保険者が他人に使用されて団体活動を行い、または指導している場合を除く。） (9) 被保険者が公務員（ただし、スポーツ推進委員などの非常勤で団体活動を指導する者を除く。）として職務上遂行した業務に起因する損害 (10) 日本国外で行った活動に起因する事故（AW区分については一部対象となります。） (11) 保険期間外に発生した事故 など
突然死葬祭費用保険 (1) 次のような事由により生じた突然死 ① 被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒酔い運転 ③ 被保険者の心神喪失 ④ 被保険者の妊娠、出産、流産、外科的手術その他の医療処置 ⑤ 地震、噴火、津波、戦争その他の変乱、放射能汚染など (2) 学校、保育所の管理下の活動中に生じた突然死（ただし、大学、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動中に生じた突然死に対しては支払われます。） (3) AW区分の「団体活動中および往復中」以外での突然死 (4) 日本国外での事故および保険期間外に発生した事故 (5) スポーツ安全保険（傷害保険）の死亡保険金として支払い対象となる死亡 (6) 生前購入された墓地、墓石、仏壇等、被保険者が死亡する前に負担された費用 など	

5 事故のときは

事故発生のご連絡が遅れたり、保険金請求書その他の必要書類のご提出がない場合には、保険金を減額してお支払いすることがあります。保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。

傷害保険

ケガをされたとき

速やかにハガキ（郵便ハガキでも可）で下記東京海上日動スポーツ安全保険コーナーへ次の事項をご連絡ください。

インターネット加入の場合は、インターネットからも事故通知ができます。

①団体名 ②団体代表者の氏名（フリガナ）、電話番号 ③加害者の住所、氏名（フリガナ）、年齢、電話番号 ④会員登録番号または加入依頼番号 ⑤加入手続日（振込日） ⑥事故の日時、場所、状況 ⑦傷害の内容 ⑧医療機関名、治療期間（見込）

（注1） 事故のご連絡をいただきますと、ケガをされた方へ保険金の請求に必要な書類一式を直接お送りいたします。

（注2） 保険金請求額が10万円以下で手術保険金のご請求がない場合は、保険金請求書の治療状況欄にご記入いただくことにより医師の診断書に代えることができます。

賠償責任保険

法律上の賠償責任を負うおそれのある事故を起こされたとき

速やかに電話で下記東京海上日動スポーツ安全保険コーナーへ次の事項をご連絡ください。

①団体名 ②団体代表者の氏名、電話番号 ③加害者および加害者（物の場合は所有者など）の住所、氏名、年齢、電話番号 ④会員登録番号または加入依頼番号 ⑤加入手続日（振込日） ⑥事故の日時、場所、原因、状況 ⑦身体の障害または物の損壊^{※1}の程度

（注1） 物の損壊については、事故の状況が把握できるように現場写真や修理見積書をとっておください。

（注2） 示談交渉は加害者である被保険者に行ってください。なお、示談に際しては、事前に東京海上日動と十分ご相談ください。東京海上日動の承認を得ないで示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合があります。

突然死葬祭費用保険

突然死（急性心不全、脳内出血など）されたとき

速やかにハガキ（郵便ハガキでも可）で下記東京海上日動のスポーツ安全保険コーナーへ次の事項をご連絡ください。

インターネット加入の場合は、インターネットからも事故通知ができます。

①団体名 ②団体代表者の氏名（フリガナ）、電話番号 ③被災者の住所、氏名（フリガナ）、年齢、電話番号 ④会員登録番号または加入依頼番号 ⑤加入手続日（振込日） ⑥加入区分 ⑦事故の日時、場所、状況 ⑧死亡の原因（病名）

※未成年者が被保険者の場合、保険金請求書および示談書に保護者の署名捺印が必要です。

●事故のお問い合わせ先

※加入手続のお問い合わせは各支部までお願いします。スポーツ安全保険コーナーは、東京海上日動火災保険株式会社の各損害サービス部門にあります。

都道府県	事故時の連絡先(平日9:00~17:00)	都道府県	事故時の連絡先(平日9:00~17:00)
北海道	東京海上日動 北海道スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-027 011 (271) 7346 / FAX011 (271) 1328 〒060-8531 札幌市中央区大通西3-7	静岡県	東京海上日動 静岡スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-059 054 (254) 4235 / FAX054 (254) 4237 〒420-8585 静岡市葵区紺屋町17-1
青森 秋田 岩手 山形 宮城 福島	東京海上日動 東北スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-037 022 (225) 6326 / FAX022 (225) 7157 〒980-8460 仙台市青葉区中央2-8-16	富山 大分 石川 兵庫 福井 奈良 滋賀 和歌山 京都	東京海上日動 近畿スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-067 06 (6910) 5081 / FAX06 (6910) 5378 〒540-8505 大阪市中央区城見2-2-53
茨城 東京 栃木 神奈川 群馬 新潟 埼玉 山梨 千葉 長野	東京海上日動 関東スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-047 03 (5223) 3250 / FAX03 (3285) 0105 〒100-8050 東京都千代田区丸の内1-2-1	鳥取 徳島 島根 香川 岡山 愛媛 広島 高知 山口	東京海上日動 中・四国スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-085 082 (511) 9483 / FAX082 (511) 9273 〒730-8730 広島市中区八丁堀3-33
岐阜 三重 愛知	東京海上日動 東海スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-057 052 (957) 8470 / FAX052 (957) 8583 〒461-8541 名古屋市中区東桜1-14-11	福岡 大分 佐賀 宮崎 長崎 鹿児島 熊本 沖縄	東京海上日動 九州スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-095 092 (281) 8375 / FAX092 (281) 8199 〒812-8705 福岡市博多区綱場町3-3

士 法人スポーツ安全協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目12番1号
Tel. 03-5510-0022

ホームページアドレス <http://www.sportsanzen.org>

<幹事会>

東京海上日動火災保険(株) 担当課:公務第2部公務第1課 <共同引受保険会社(平成24年4月予定)>

〒102-8014

東京都千代田区三番町6-4 ラ・メール三番町10階

Tel. 03-3515-4133 (平日9:00~17:00)

おなじみ保険 共栄火災 損保ジャパン 大同火災 東京海上日動
日新火災 日本興亜損保 富士火災 三井住友海上

当補償制度は、傷害保険（スポーツ安全協会傷害保険特約・スポーツ安全協会傷害保険特約（学校管理下外担保）・突然死葬祭費用担保特約付帯普通傷害保険）および賠償責任保険（スポーツ安全協会賠償責任保険特約付帯施設賠償責任保険およびスポーツ安全協会傷害保険特約（学校管理下外担保））によって構成されています。